

職業人養成としての大学の役割・責任 「保育士養成倫理綱領」の策定にみる意義と課題

伊藤一統*1

(*1 宇部フロンティア大学短期大学部保育学科)

Consideration of the role and responsibility of the university as a professional training

Significance and issues in the "Nursery Teacher Training Ethics Code"

Kazunori Itoh*1

(*1 Department of Nursery Education, Ube Frontier College)

令和2年、「保育士養成倫理綱領」が制定された。近年、指定保育士養成施設にしめる四年制大学の割合は急拡大してきている。また、大学教育に関してはその質保証が強調されてきており、機関別認証評価制度や卒業生調査など、それに関する制度の整備も多々見られる。こうした状況下において、保育士養成校教職員の倫理を謳う「保育士養成倫理綱領」の制定は、大きな意味を持つ可能性を有する。

本稿においては、保育士養成倫理綱領について、我が国の大学の役割について基礎的な整理を行ったうえで、その制定の意義と課題について考える。

キーワード：大学，倫理，使命，質保証，職業人養成，資格

Keyword: Higher Education, Ethics, Mission, Quality Assurance, Vocational Education, Qualification

1. はじめに

2018年2月に東京規約が発効した。この規約は、アジア太平洋地域において国際的に相互に高等教育資格を承認・評定する枠組みを整えることを目的としたものである。そこには、高等教育としての学習内容の比定を行うことを目的としつつ、「得られた知識や技能に焦点を合わせて審査する」とあるように、そこで、職業に結び付く高等教育レベルの資格を照合する目的がある。

本小稿は一般社団法人全国保育士養成協議会による「保育士養成倫理綱領」²⁾を紹介することを主にして、その存在意義について若干の考察を加えることを意図する。保育士養成（指定保育士養成施設）は、かつてはその多くが短期大学であり、専門学校とともに養成

を担ってきた。しかし、近年、急速に四年制大学の数・割合が増加してきている。保育士養成のプログラムには大きな変動はないまま、大学における養成が行われることとなる。資格として取得できるのはどのセクターを経たとしても「保育士」であり、それに要する学習内容も全く同一のものとされる。

大学において保育士のような専門職養成を主務とするケースは少なくない。近年、策定を課せられているカリキュラムポリシーの中で、専門職業人の養成が謳われるものも多い。平成16年（2004年）の中央教育審議会（以下、「中教審」と称す）大学分科会による「我が国の高等教育の将来像（審議の概要）」では「「大学とは何か」を明確にし、今後の高等教育の展開を考えていく上で、学校教育法第52条に規定する大学の

〔保育学〕
〔研究ノート〕

目的の単一性と実際の大学の多様性との関係をどう整理するかが重要となる」と述べている³⁾。専門職業人ということでは、その職務に関する倫理規程が示されていることも多い。大学教員もその列に並ぶこととなるが、一方でこうした職業人養成に係る倫理を示されている例はあまり見ない。大学教員であり、養成校の教員でもあるスタッフに対して示されることとなる「保育士養成倫理綱領」を参照し、その意義について若干の考察を加えてみたい。

2. 大学の使命

2.1. 法令に見る大学の目的

まず、大学の役割について明示されているレベルで押さえておきたい。我が国の大学の目的とするところは学校教育法第83条に示されている。

第83条

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

この83条に対して、108条ではいわゆる短期大学について規定している。

第108条

大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

③ 前項の大学は、短期大学と称する。

(以下略)

2017年5月の改正によりこの83条に新たに事項が追加された。それが専門職大学である。なお、この改正に併せて108条にも以下の2項が追加された。

第83条の2

前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。

② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係

者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

③ 専門職大学には、第八十七条第二項に規定する課程を置くことができない。

第108条への追加

④ 第二項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。

⑤ 第八十三条の二第二項の規定は、前項の大学に準用する。

これに見られるように我が国の学校体系では、高等教育を含むポスト中等教育として学術を専らとする大学、それに準ずるが職業人教育を意識する短期大学、さらにこうした大学とは一線を画し、職業人養成を専らとする専修学校が存在する。学校教育法の2017年改正によって、これに職業教育に特化した高等教育機関が加わったことになる。

2.2. 分野別質保証の流れ

我が国の大学教育に関する質保証は、平成14年(2002年)8月の中教審答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」によって示された方針に従い、平成16年度から始まった第三者評価制度の義務付けを軸として、恒常的な質保証を促す仕組みとして構築されている。この第三者評価は、機関としての大学を単位とする機関別評価として実施される。

これに対して、平成20年12月の中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」では、「分野別質保証」について、その在り方の十分な研究が必要と指摘されている。これを受け、日本学術会議において「分野別の教育課程編成上の参照基準」の策定等の取組がなされ、教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)では、その活用促進をはじめとして分野別質保証の取組を促進することとされている。「分野別質保証」とは、機関単位の機関別評価に対して、各分野を単位にして、その具体的な教育内容や学習成果の特性を踏まえて評価を行い、質保証を進めていくこととなる。この分野別質保証の推奨に絡んで、「参照基準の中にもそれぞれの分野の教育が仕事の面でどのような本質的な意義を持っているか、ということを書き込んでおく必要がある」⁴⁾というように、職業的レリバンスを明示することの提唱も行われている。こうした考え方は、日本学術会議の「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」

に「大学と職業との接続検討分科会」がおかれ、議論が行われることにつながってきた。

日本学術会議による「分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」に関しては、例えば、医学分野のそれは「医師養成のあり方」と、明確にプロフェッショナル養成であることを前提としている⁹⁾が、これが教育学分野になると、「教育という営みの目的、内容、方法、機能、制度、歴史などについて、規範的、実証的、実践的にアプローチする学問分野」であるとして作成されており、その上で「(7) 教育学と教員養成」という項を設け、「教育学教育と教員養成教育の関係は、大学・学部等によって多様である。だがいずれにしても、教員養成は大学における学問を基盤にして行われなければならない。教育学においては、教員養成という要素を付加的にではなく本来的な要素として位置づけることが、また、教員養成においては、理論と実践を包括する最先端の教育学が適切に活用されていくことが、より望ましい教育学及び教員養成（教職課程）の構築に際して求められる。同様のことは、教員以外の教育関連実践者養成にもあてはまる。」と述べる¹⁰⁾。ここからは、教育学分野は医学分野とは異なり、職業人養成としての姿は学術的な内容を主として考えられるものであることが示されているといえる。

2.3. 大学教員たる矜持

大学教員とはどういうものか、これについては、史的視点や機能的な視点などからの大学研究における知見も多く、一般書にもその内容を扱ったものも散見される。一方で、そのようなものとは異なり、大学教員としての倫理を提示するものが2003年のあたりからだされるようになってきた。これには国立大学の法人化をにらんで行われた検討（例えば文部科学省の学術審議会・技術・研究基盤部会・産学官連携推進委員会・利益相反ワーキング・グループによる報告書⁷⁾）が作用していると思われる。各大学で教職員の倫理規程や倫理ガイドラインの類の整備されているところを多くみることができる。例えば、社団法人日本私立大学連盟による「私立大学教員倫理綱領」⁸⁾は以下のような構成になっている。各大学の倫理規程の類は特徴的なものも少なくないが、多くがこの綱領のような構成となっている。

私立大学教員倫理綱領

1. 所属大学に対する倫理

私立大学の教員は、所属大学の理念を尊重し、そ

の目的の達成に貢献する。

2. 学生に対する倫理

私立大学の教員は、学生の信頼に応え、知的営みの先達として、学生の学習する権利を擁護するとともに、所属大学が定めるカリキュラムに従った教育活動をする。

3. 同僚に対する倫理

私立大学の教員は、同僚教員の学問的立場を尊重するとともに、学問的批判に対しては誠実に応答する。同僚職員の固有の職務を理解し、協力して所属大学の向上に努める。

4. 研究者としての倫理

私立大学の教員は、大学教員に保障されている「学問の自由」が責任を伴うものであることを自覚し、知識の探求を通じて社会に貢献する。

5. 社会に対する倫理

私立大学の教員は、自己の専門分野の知識を生かし、公共の福祉と文化の向上に寄与する。

3. 保育士養成倫理綱領

3.1. 保育士養成倫理綱領の策定

令和3年6月に一般社団法人全国保育士養成協議会によって、「保育士養成倫理綱領」が定められた。その前文によると、意図するところは、「児童の最善の利益を保証できる保育士」を養成することに努め、保育士養成に関わる教職員に「自らの専門性を向上させ続けるための省察」を促すものであるという。

「保育士養成倫理綱領」は以下の4項目から構成されており、保育士養成に関わる各ステークホルダーに対する「倫理的責任」を明確にしたものといえることができる。

I 学生に対する倫理的責任

II 実習施設に対する倫理的責任

III 所属機関及び同僚に対する倫理的責任

IV 児童と家庭、社会及び保育現場に対する倫理的責任

※詳細は本稿末尾掲載の「保育士養成倫理綱領」参照のこと。

3.2. 意義と課題

こと保育に関しては、その質の保証、またその構成要素たる保育者の質保証について盛んに議論され、述べられてきた。だが、それを養成する課程に関して言及される機会はあまりみられない。大学に関しては、しいていえば、前述したような大学の質保証の流れがそれに相当する可能性を有するといえるが、具体的な「養成」としての質保証を明示しているとはいいがた

い。加えて、保育分野に関しては先に触れた「分野別参照基準」は未整備であり、その保育分野において、「養成倫理綱領」が策定されたことは、大きな意義のあることといえる。

大学教員に関しては、学校教育法に明示されるような性格上、研究倫理への言及、それにかかわる制度の制定が目立つ。この背景に、研究上の不正が社会的に注目されることが一度ならずあったことは間違いないが、そうでなくても学術活動を主務とする意識の強い大学にあって、当然のことといえる。

加えて、大学の質保証ということにおける教育成果重視の流れが、学生たちへの教育に関わる倫理を強調させる。これは「私立大学教員倫理綱領」に見られるように教員－学生の相対的力関係における配慮事項と教育活動への真摯な取り組みを促す内容となっている。

これに対して、「保育士養成倫理綱領」は、専門職養成に係るという点からの教職員の倫理を謳ったものであり、これら、一般的な大学人としての倫理とは一線を画すといってもよい。構成内容としては、実習施設に関する言及の項がある以外は、「私立大学教員倫理綱領」の内容と相似するものが多いが、現業の保育士の育成ということをはじめ、目下の学生に対するものにとどまらない、社会や保育現場へ対する倫理的責任を

謳うところに特徴がある。

ただ、惜しむらくは、「教職員等」として横並びで「倫理的責任」の言及が行われている点である。指定保育士養成施設指定基準における「所長」の規程は、教育職か福祉職への経験ということ以外には特段の条件付けがなくゆるやかではあるが、その存在の責務が養成の質を大きく左右する。筆者が2020年に行った調査研究⁹⁾においても、養成校の教員からの回答には、環境、人員配備について十分な整備がなされていないことの指摘が数多くみられたという事実もある。散見される他の養成に係る倫理綱領の類には養成校や設置者の責務についての言及がある。「保育士養成倫理綱領」では、全編にわたって「教職員等は」が主語の形で文章となっており、これに責務が課されている格好となる¹⁰⁾。ゆえに、この点については、なお改善の余地があるように思われる。

いずれにせよ、大学での保育士養成が大勢を占めるようになってきた中、「養成倫理」をその「大学」に課すこととなる綱領の策定は、その大学の使命を職業人養成にむけて明示し、もってスタッフの責務を意識させる重要な役割を果たすものとして期待される。また、各種の職業人養成を使命とする大学部局についても、これに続く倫理の明示が期待される。

資料1

令和2年6月20日制定

一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士養成倫理綱領

前文

指定保育士養成施設の全ての教職員等（以下「教職員等」という）は、児童の最善の利益を保障できる保育士を養成するために最大限の努力をする。この倫理綱領は、教職員等が、自らの専門性を向上させ続けるための省察の指針を提供するものである。教職員等は、この倫理綱領を遵守し、かつ教職員等間で共有しながら保育士養成を行い、もって児童福祉の向上に寄与する。

なお、この倫理綱領は、指定保育士養成施設の全ての教職員が遵守することを期待されるものである。

価値

① 個人の尊厳

教職員等は、学生、保育士、同僚、そして児童とその保護者等かけがえのない存在として尊重する。

② 人間の成長

教職員等は、学生、保育士、同僚、そして児童とその保護者等が成長する可能性をもつ存在であると認識する。

③ 貢献

教職員等は、自らの専門性の向上に努め、保育士養成に貢献する。

④ 多様性

教職員等は、学生、保育士、同僚、そして児童とその保護者等における多様性を尊重する。

倫理的責任

I 学生に対する倫理的責任

- I-1 教職員等は、学生一人ひとりの学びに対する意思を尊重し、個々に応じた関わりに努め、学生の自己決定の機会が提供されるようにする。
- I-2 教職員等は、学生に対して「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の中の「教科目の教授内容」及び「保育実習実施基準」を踏まえて授業及び実習を行う。
- I-3 教職員等は、学生に対して保育士養成課程に関わる諸分野の最新知見を教授できるように自らの知識及び技術を絶えず向上させる。
- I-4 教職員等は、学生が主体的・対話的で深い学びができるように授業方法を工夫し、自己評価を行う。
- I-5 教職員等は、学生に対してシラバス等を通して当該科目の目的、到達目標、授業内容、授業計画、評価方法、評価基準等を事前に明示し、適切に履行する。
- I-6 教職員等は、学生に対して、指導能力が充実している施設への実習配当を行うように努める。
- I-7 教職員等は、実習施設について、その実習内容に関して検証を行い、学生の学ぶ権利の保障に努める。
- I-8 教職員等は、実習施設において学生の学ぶ権利が保障されていないことが明らかになった場合、所要の措置を講じる。
- I-9 教職員等は、学生のニーズや能力、施設の状況に応じた進路指導を行う。
- I-10 教職員等は、学生との関係を自己の利益のために利用しない。
- I-11 教職員等は、学生に対してセクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等の人権侵害を行わない。
- I-12 教職員等は、学生のプライバシーを最大限に尊重するとともに、学生に関する情報の取り扱い及び安全管理を適切に行う。

II 実習施設に対する倫理的責任

- II-1 教職員等は、質の高い保育士養成を実現するために実習施設と連携・協働する。
- II-2 教職員等は、保育実習の方針、内容、期間、実習指導の内容等について明確にし、実習施設と共有する。
- II-3 教職員等は、保育実習の目的を達成するために施設長や実習指導者等と緊密に連携して学生の指導を行う。
- II-4 教職員等は、一定の要件を満たした学生に実習の履修を認め、必要に応じて実習施設に対してその要件を説明する。
- II-5 教職員等は、学生が実習に参加することが適切であると認められない場合、児童の最善の利益を保障するための必要な措置を講じる。
- II-6 教職員等は、自身及び学生が実習を通して得られた実習施設に関する情報等の取り扱い及び安全管理を行う。

III 所属機関及び同僚に対する倫理的責任

- III-1 教職員等は、所属機関の理念や教育方針を踏まえて授業や学生指導を行う。
- III-2 教職員等は、所属機関の同僚と連携・協働して授業や学生指導等の業務に取り組む。
- III-3 教職員等は、同僚を尊重するとともに、同僚に対してセクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等の人権侵害を行わない。
- III-4 教職員等は、所属機関や同僚がこの倫理綱領に定める倫理的責任を認識するよう働きかける。

IV 児童と家族、社会及び保育現場に対する倫理的責任

- IV-1 教職員等は、質の高い保育を実践できる学生の育ちと保育士の育ちを支えるために最大限の努力をする。
- IV-2 教職員等は、家族や社会に対して、児童期の重要性和質の高い保育の重要性について啓発する。
- IV-3 教職員等は、保育士の専門性向上及び社会的地位の向上のために自らの専門性を活用し、その力量を発揮する。
- IV-4 教職員等は、実践現場において児童とその保護者の権利を侵害する行為に対して、適切な方法でその改善を図る。

4. 引用文献

- 1) (独)大学改革支援・学位授与機構：高等教育質保証の海外動向発信サイト「東京規約」が発効—国内外の資格を公平に扱うための日本の新しい「国際約束」 (<https://qaupdates.niad.ac.jp/2018/03/15/tokyocv-nineffect/>)
- 2) 一般社団法人全国保育士養成協議会：保育士養成倫理綱領，2020.
- 3) 中央教育審議会大学分科会：我が国の高等教育の将来像（審議の概要），2004.
- 4) 本田由紀：大学と仕事との接続を問い直す，「学術の動向」（「学術の動向」編集委員会編），pp.28-35，公益財団法人日本学術協力財団，2010.
- 5) 日本学術会議 基礎医学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同 医学分野の参照基準検討分科会：大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 医学分野，2017.
- 6) 日本学術会議 心理学・教育学委員会 教育学分野の参照基準検討分科会：大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 教育学分野，2020.
- 7) 文部科学省 学術審議会・技術・研究基盤部会・産学官連携推進委員会・利益相反ワーキング・グループ：利益相反ワーキング・グループ報告書，2002.
- 8) 社団法人日本私立大学連盟 教員倫理委員会：私立大学教員倫理綱領—私立大学教員の義務と責任—，2003.
- 9) 伊藤一統，西川ひろ子，湯地宏樹，小島千恵子，伊藤博美，田中浩二，弘中陽子，朴信永，丹羽健太郎，湯地由美，甘麻乃：コロナウイルス拡散防止対応に迫られた状況下での実習運営対応に関する調査研究（令和2年度一般社団法人全国保育士養成協議会学術研究助成課題研究報告書），2021.
- 10) この点に関して，保育士養成倫理綱領（案）についてのパブリックコメント（一般社団法人全国保育士養成協議会，2020）によると，「指定保育士養成施設に関する倫理綱領はすでに策定」されているとのことであるが，筆者は本稿執筆時点においてこれを見ることができていない。
- 11) 金子元久：大学の教育力—何を教え，学ぶか，筑摩書房，2007.
- 12) 大学改革支援・学位授与機構：平成 28 年度 文部科学省先導的・大学改革推進委託事業 大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査研究報告書，2017.
- 13) 吉本圭一：キャリアを拓く学びと教育，科学情報出版，2020.